

18世紀中葉スコットランドの救貧思想の一側面： ワークハウスの設立・運営をめぐって(二)

関, 源太郎
九州大学大学院経済学研究院

<https://doi.org/10.15017/25239>

出版情報：経済學研究. 79 (2/3), pp.35-53, 2012-09-28. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

18世紀中葉スコットランドの救貧思想の一側面： ワークハウスの設立・運営をめぐる（二）

関 源 太 郎

- 1 問題の所在
- 2 グラスゴウのワークハウス設立案
 - (1) 『説明書 1731a』の検討
 - (2) 『説明書 1731b』の検討
 - (3) その後の展開(以上、前号。以下、本号)
- 3 エジンバラのワークハウス設立案とその運営論争
 - (1) 『貧民考』の検討
 - (2) ワークハウス運営論争の検討：「救貧税」新設をめぐる
- 4 結語

3 エジンバラのワークハウス設立案とその 運営論争

エジンバラにおいてグラスゴウと同様のワークハウスが設立されたのは、グラスゴウから後れること9年の1740年であった (Cage, 1981, 50)。また、それ以前、1734年に「立派な市民」であったエジンバラ商人、アンドルー・ガードナー (Andrew Gardner) が、孤児たちに対する篤志家たちの個人的な好意を礎にして孤児院を設立した。それは、1742年にはエジンバラ孤児院・ワークハウス (the Orphan Hospital and Work House at Edinburgh) として国王の特許状を得て法人化された (Tod, 1785, 2 3)。

本項ではまず、こうした事実に行先する時期——1729年と推測されている——にエジンバラにおいて、貧民対策案として世に問われた文献を検討することにする。それはわずがフォリオ判2ページほどのものではあるが、後に明らかになるように、検討するに十分値すると思われるからである¹⁾。次いで、ワークハウス運営の

1) この文献のフル・タイトルは以下の通りである。
[Maclaurin, John], *Case of the Poor Consider'd; or, The great Advantages of Erecting a Publick MANUFACTORY, for Maintaining and Employing the Poor*, [Edinburgh], [1729].

なお、著者名、出版地、出版年などはスコットランド国立図書館のカタログによる。

また、以下ではこの文献については『貧民考』と略記する。

ための資金調達について、「その不足」や「不安定さ」、「不確実さ」などを克服するために提案された「救貧税」導入をめぐる議論を取り上げる。

(1) 『貧民考』の検討

『貧民考』の主要課題は、その副題にも窺われるように、エジンバラ市立の製造所を設立して、そこで貧民たちを雇用すると同時に宿泊もさせることによって、彼らの生活の手当を行うことを広く世間に訴えかけることである。つまり、それは、前項で取り上げたグラスゴウにおけるワークハウスの建設案と同様な意図のもとに書かれたものである。

活用されるようにこの文書によって意図されている提案は次の通りである。すなわち、貧民たち用の大きな建物を建設し、こうして、この地の物乞いをする貧民たちのみでなく、可能な限り多くの場所の貧民たちも宿泊させて、適切な監督官の運営のもとで、彼らの能力に相応しい仕事に就かせることを可能にすることである。この監督官は、日々彼らの仕事を監督し、彼らの食糧を購入し彼らに与えるほか、すべてのことを定められた通りに行い、理事たちによって彼がのっとるように定められた諸規則にしたがって、すべてのことを文書でたえず説明する。理事たちは、市の最高執行部、ジェネラル・セッション、商人組合、同業者組合によって適切な人数が選出され、貧民たちがどのような仕事につけば、彼らにとってもっとも利益になるかを時として熟考するように配慮するのである。([Maclaurin], [1729], 1)

見られるように、グラスゴウにおいて2年後に提案されたワークハウス設立の建白書と同様の趣旨が述べられている。しかも、この『貧民考』はうへの文章に続けて、グラスゴウの建白書と同じように、ワークハウスの設置は他の地域でも成功をおさめ、社会と貧民自身にとっておおいに利益をもたらしていると主張する。そのうえで、この文書の公刊動機について、こうした事業計画が、おそらくエジンバラないしスコットランドでは公刊されたことはこれまで「まれ」であるので、エジンバラ市の「貧民監督官」(overseers of the poor)が検討中である「計画」がいかにかエジンバラ市民にとって利益になるかを「手短に」知らせことであると述べる。では、『貧民考』が考えている「利益」とはどのようなものであろうか。以下に検討してみよう。

『貧民考』は、それが主張する救貧院、すなわちワークハウスが設立されると、社会的な利益が生まれてくると論じる。

それ[救貧院の設立]は、物乞いとそれに伴う弊害を抑制するもっとも効果的な手段であろう。目下のところ物乞いをせざるを得ないいかなる住民も、救貧院において職に就き、それによって扶養されるであろう。田舎からやってくる放浪者たちに関して経験から分かることは、そのような救貧院が設立されると、彼らは徘徊しなくなるということである。かりそめに彼らが[エジンバラに]やって来たとしても、彼らが属している所在地に送り帰されるまで、このような救貧院は彼らを扶養し彼らに仕事を与えるであろう。([Maclaurin], [1729], 1)

引用文は、まず救貧院の設立が、エジンバラ市内での住民の合法的物乞いの抑制、さらに、近隣の村落から流入してくる放浪者の抑制と対処に効果的であることを経験的に指摘する。こうして、エジンバラにおける社会的治安が維持されると示唆するのである。さらに、続けて、

物乞いが現在のように続くあいだは、慈善のほんとうの対象者と偽者とを区別することが難しいことがしばしば起きてくる。したがって、偽者たちは、ほんものの貧民たちに属す [べき] ものの多くを手に入れる。他方、ほんものの貧民たちは、彼らが偽者ではないかという疑いの目が向けられ、厳しく扱われる。慈善はしばしばむやみに施されることになる。こうして、慈善が手あたり次第になされたので、…… [慈善に対する] 不満の種は取り除かれることはなかった。 ([Maclaurin], [1729], 1)

すでに見たように、グラスゴウのワークハウス設立建白書においても、従来の慈善、貧民救済の方策が、ほんものの貧民と偽者の貧民との区別がつかないために、さまざまな弊害が生まれざるを得ないと指摘していた。それと同じ基調のうえに立った主張である。とくに、こうした慈善のやり方は、かえって慈善を抑制するように作用する。もしくは、必要以上に放漫な、したがって正当でない慈善をはびこらせることになる。個々に慈善を施す者たちにとって、施しを求める個々の貧民たちが、ほんものか偽者の貧民か区別することができないからである。その真偽のほどは結果的に判明するにすぎないか、あるいは、最後まで判明することはないのであった。そのことが、従来の慈善の施し方に

対する「不満の種」となってきたし、慈善を受ける「ほんもの」の貧民たちにたえず向けられる疑惑の原因となってきた。つまり、個々の慈善は必ずしもその目的を達成することができないし、他方で、施しを受けた側も余分な苦痛を強いられることになる。これらの弊害は、社会的に是正可能なのである。ワークハウスの設立によって、これらの克服は可能になる、と主張するのである。

上述したことからも窺えるように、『貧民考』は社会的費用の点でワークハウス、救貧院の設立はきわめて有効であると主張する。

そのような救貧院はいくつかの方法で社会的な経費を節約するであろう。第1に、たんに怠け心から物乞いをしている偽者 [の貧民] に施されていたものが節約される。第2に、現在のところ物乞いをせざるを得ないほんものの対象者たちに関してさえ、彼らが以前物乞いに費やしていた時間が、彼らの能力にふさわしい勤労に費やされることになる。すなわち、社会のために莫大な資金が節約されることは明白である。 ([Maclaurin], [1729], 1)

第1の点は、すでに紹介したことと重なる。第2の点は、この新しい救貧院はワークハウスであり、これもすでに紹介したように、ここに収容される貧民たちは、たんに扶養されるだけでなく、「彼らの能力にふさわしい仕事に就かせることを可能にする」施設でもあった。そのことは、いくぶん程度の差はあるにせよ、収容された貧民たちが自分たちのための生計費を稼ぎ出すことを意味している。この点もグラスゴウの『説明書1731b』が言及していたことで

あった。さらに、この点に関連してワークハウスにおいて用意される仕事の性質や割り当てについて、収容された「貧民の能力」に応じてなされるべきだと主張されていることも同様である。

また、グラスゴウの『説明書1731b』は、身体が虚弱であったり熟練を持たなかったりする収容貧民に割り当てられる特別な仕事についても言及していたが、『貧民考』でも同じような基調のもと次のように主張されている。

そのような救貧院では、仕事——少なくとも恒常的な仕事がない人びと、ないしは仕事がないと言い立てる人びとに仕事が見つげられる。さらに、[通常の人びと]よりも身体が虚弱な人びとあるいは熟練を持たない人びとのためには、もっと簡単な仕事が見つげられる。こうして、すべての仕事は、難儀することなく日々の監督官のもとで遂行される。次のことは特別に注記するに値する。すなわち、そのような救貧院では、より身体が虚弱な人びとには、彼らが他の人びとと連携して働く場合には、簡単な仕事が彼らに与えることができ、それは、彼らだけで生活し働く場合よりも、適切に与えられ得るのである。例えば、他の者たちが綿糸を紡いでいるあいだ、彼らよりも身体が虚弱な者たちにとって綿を引き裂くことは、何ら難しいことではない。

([Maclaurin], [1729], 1)

引用文に見られるように、『貧民考』でもグラスゴウの『説明書1731b』と同様、「例えば」とことわってのうえであるが、救貧院での仕事について綿紡糸作業を取り上げ、その作業工程

を分業過程として捉えている。普通の収容貧民の労働も「身体が虚弱な」収容貧民の労働も、そうした分業過程の一環をなすこと、したがって、後者の場合にも、救貧院においては仕事が「見つげられる」ことが、まさしく「特別に注記するに値する」のである。もし「身体が虚弱な人びと」がこのような救貧院に収容されないままだとすれば、明らかに、彼らが仕事にありつくことはとても困難なことだ、と『貧民考』は示唆している、と理解すべきだろう。

第3の利点について『貧民考』は、次のように述べる。

第3に、そのような救貧院は、現在は受給するのが適当でないような受給者——もっとも、彼らは、しつこく粘ったり悪知恵を働かしたりして、もっとも信義に厚い貧民監督官たちをだましている可能性があるのだけれども——あるいは、新しい受給者によって生じる社会の負担を和らげる最善の便法である。現在のところわずかな給付を拒否する十分な根拠とならない嫌疑がある場合、それは、救貧院にその受給者を付託する立派な理由になる可能性がある。というのは、救貧院では何ら難儀することなく、彼の仕事[の能力]が、彼を扶養することができるかどうか、分かるだろうからである。([Maclaurin], [1729], 1)

従来の貧民救済制度では、労働能力がある場合には、その貧民は救済対象から外され、その能力がないと判断される場合には、救済は限定されていた。しかし、この判断には微妙な点が伴わざるを得ないと思われる。したがって、引用の最初のセンテンスにもあるとおり、「信義

の厚い貧民監督官」の目をごまかし、不正受給する者が見られたのである。こうした事態に対処するのに、新しい救貧院の設立は最適だと主張する。なぜなら、この救貧院を通じての救済制度においては、救貧院に収容された貧民たちはそこでその労働能力に応じて労働することになっているので、彼らの労働能力を実際に確かめることができるからであった。こうして、不正受給がただされ、その分貧民救済のための社会的経費が縮減されるというわけである²⁾。

注2で述べた点が第4の利点である。すなわち、『貧民考』は、「第4に、そのような救貧院は一般に当地の貧民たちのあいだで勤労の精神をかき立てる傾向があると言ってもよいであろう」([Maclaurin], [1729], 1)と指摘する。提案されている救貧院では、収容されると貧民たちには仕事が割り振られる。実際に仕事をし、その結果によって自分を扶養するのだから、労働能力があるかどうかを試されるだけでなく、その仕事で自らを扶養する方途に対する自らの理解も進むであろう。これまでは、そうした社会的組織がなかった。いわば、こうした「勤労の精神」を育む社会的組織を社会が用意することがなかったのである。この欠陥を克服するの

が新しい救貧院の設立だというのである。

このことに関連させて『貧民考』は、「そのうえ、おそらく恒常的な仕事がないためにときおり支給を求めるにすぎない幾人かの者たちは、救貧院から仕事が与えられることも可能になる。そうなれば、彼らは、救貧院に住むことはないのである。言い換えれば、彼らは、どのようにしても、救貧院のお荷物になることはないであろう」([Maclaurin], [1729], 1)と論じる。つまり、『貧民考』は、すべての貧民が「勤労の精神」を身につけておらず、働くことを厭うて、失業状態にあるとは捉えない。いわゆる、非自発的失業の存在を認めているのである。そのうえ、『貧民考』は、こうした通常の状態では実際に仕事が見つからない貧民たちには、救貧院が仕事を与えるという役割を果たすことができるし、果たすべきだと主張している、と理解することができるであろう。その意味では、『貧民考』は、救貧院に失業対策の機能を期待していると言うことができる。

『貧民考』が5番目の利点として指摘するのは、貧民たちを一カ所の救貧院にまとめて住ませることによって、そうでない場合と比べて、貧民たちを扶養する経費が安上がりになるということである。この点も、グラスゴウの『説明書1731b』が強調することであったが、ともかく、『貧民考』は、次のような具体的な数字をあげている。

従来のように貧民たちを別々に扶養しようとすると、300あるいは400ポンドかかる場合に、提案されている救貧院でまとめて扶養すると、200ポンドで済むと主張する。食糧ばかりでなく、「石炭や蠟燭、そして他の必需品」は大量に購買されるので、少量ずつしか購買しない場合に比べて安価であると言うのである。しかも、

2) この主張には、こうした、いわば受け身の利益が生じるのみでなく、さらにここで問題にされている貧民たち自身の主体形成——商業化、市場経済の進展に適應可能な主体形成について、これを促進するように作用するという、いわばより積極的な働きをするとの認識が隠されているように思われる。このことが前面に出てきていないのは、おそらく、ここでの議論が社会的費用の縮減問題に焦点を定めているからではないかと思われる。

事実、『貧民考』は続けて、余所では——地名を明らかにしていないが——この類の救貧院に収容された「数多くの貧民たち」が、「自分たちの労働で生活することができることをはっきりと示した」([Maclaurin], [1729], 1)という事実を紹介している。『貧民考』はこの点を第4番目の利点として取り上げる。

こうした消耗品のみでなく、住居費についても節約が可能になると指摘する。

『貧民考』によれば、エジンバラでは従来貧民に給付されてきた給付金の半分は、家賃に消えていくと考えてよい十分な根拠がある。さらに、最近の調査では、家賃は給付金の3分の2にもものぼると続ける。そうした数字をもとに考えると、提案されているような救貧院に貧民を収容すれば、大きな利益が生まれてくると主張される。すなわち、この救貧院では宿泊料が無料であるからである。その他にも、すでに吟味したように、救貧院での共同生活は貧民たちの生活費を安上がりにするし、そのうえ、救貧院での彼らの労働は、これまでよりもうまい具合に監督・指揮されるので、利益が生じてくるであろう（以上、[Maclaurin], [1729], 1）。

このように、新しい救貧院、ワークハウスの設立が、貧民たちを扶養するために必要な社会的経費を従来よりもずっと縮減すると論じる『貧民考』は、次いで、貧民たち自身にも有利であると、いくつかの論点にわたって主張する。

第1に、その必要もないのに慈善を求める者たちを見つけだし処分することは、そういう連中たちから悪事を働かされているほんものの貧民たちにとってのみならず、そういう連中自身にとっても慈善を施す行動となる。そうすることは、そういう連中たちを、神の祝福によって、それ自体非常に悪徳に満ちた習慣的行動、そして普通は数多くのほかの邪悪を伴う習慣的行動から立ち直らせる方法となる。（[Maclaurin], [1729], 2）

『貧民考』が先に論じていたように、計画中の救貧院を設立することは慈善に値する貧民と

そうではない貧民、つまり、「ほんものの貧民」と「偽者の貧民」とを区別し見分けることになる。すなわち、慈善を社会的に集中し、さらに強力な貧民監督官を用意することによって、社会的な力でこの判断を行い、その判断に基づき実践を強力に推進することになる。それは、慈善を施す諸個人の個別的判断よりも正確だし、たとえ「偽者の貧民」がこの判断を首尾よくごまかした場合でも、強力な貧民監督官のもとで働くことによって、結局はその正体が露見せざるを得ないからである。

こうした正確な判断とその後のフォローによって、正確な識別が可能になると、さらにふたつの利点が生じる、と『貧民考』は指摘する。すなわち、第1に、「ほんものの貧民」は、たとえ施しに与ることができたとしても、たえず「偽者」ではないかと向けられる疑惑の眼から逃れることができない点が克服される。第2に「偽者の貧民」にさえ利点が生じる。この点が、『貧民考』がこの箇所でも力説することである。というのは、「偽者」の仮面が剥がされるということで、うえに指摘したように、結局は働くことになり、その限りで自らの生活の糧を自らの労働によって調達することにならざるを得ないからである。それは、とりもなおさず、「悪徳に満ちた習慣的行動」からの脱却を意味するのである。

第2に論じられるのは、収容された貧民たちの生活についてである。確かに、彼らの救済、つまり彼らを扶養し生活を保障する経費は、彼らを新しい救貧院に集約するので、全体として従来よりも安価で済ませることができるが、それと同時に生活の実質が高まると見られる。彼らには「身体によい食糧」、「彼らのうちの多数が現在住んでいる荒廃した小屋よりもずっと立

派な住まい」があてがわれるからである ([Maclaurin], [1729], 2)。

先に『貧民考』は、今般の貧民救済制度が新たに実施されれば、貧民の「勤労」意欲の向上に資すると指摘していたが、なかには「勤労」意欲を持ちながらも、実際の働き口がないために物乞いとして放浪せざるを得ない者たちもいる事実を指摘していた。『貧民考』は、そうした者たちのうち、とくに「身体が虚弱な」者たちについて言及する。彼らは、街から村へ、夏でも冬でも自分たちで出来る範囲内の「雑用」という働き口を求めて放浪する。新たな救貧院は、彼らをそうした難儀から「救出する」のである。彼らがそうした「雑役」を行うことができるということは、彼らが「もっと有用な仕事につくことができる十分な能力」を持っている可能性がある、とすることができる。もしそうだとすれば、彼らは「救貧院」に收容され、そこで自分の能力にふさわしい仕事を安定的に得ることができることになる。彼らは、きちんとした家の「正直な」召使いと何ら変わるところはないのである。それが、「酔っぱらい」と同様に見なされるというのが現状である。何とも「不条理な」ことだ、と『貧民考』は嘆かざるを得ない。新しい救貧院は、このような状態から彼らを「救出する」というわけである (以上、[Maclaurin], [1729], 2)。

貧民たちも病気をする。いやむしろ、普通の人びとよりもかえって病気に罹りやすいであろう。そうなれば、貧民たちの難儀は倍加される。この点でも、新しい救貧院の設立は、彼らにとって有利に作用する、と『貧民考』は主張する。

第3に、貧民たちは、[救貧院・ワークハウスに收容されると] 彼らがもっとも同情

を必要とするとき、すなわち、病気になり寝込むときに、より十分な手当を受けるであろう。必要な世話が受けられないということはまったくあり得ない。なぜなら、ここではとても多くの人びとが一緒に住んでいるからである。そのうえ、病気がちな身体の虚弱な者たちには非常に有益な場所であるそのようなワークハウスでは、必要なときには、医者への助けも得やすいであろう。 ([Maclaurin], [1729], 2)

第4の利点は、信仰心などの徳性の問題、人間性の向上についてである。グラスゴウにおいて建議されたワークハウスと同様、エジンバラで提案されている新しい救貧院でも收容された貧民には、宗教教育が施される。とくに若年の收容貧民には教師の指導、あるいは一般には貧民監督官の指導のもと、朝夕の祈禱会が開催される。こうして、彼らには、「不道徳な行為の抑制、節酒の勧め、知識や真実の信仰心の奨励」などが説かれることになる ([Maclaurin], [1729], 2)。

最後に5番目の利点として、とくに若者に関して言及される。第4の利点に関する議論とも関連するが、この救貧院に收容される孤児たちは、「宗教心と勤労」意欲の向上にむけて教育と訓練が施される。彼らの年齢や能力に応じて、ある時は仕事をし、ある時は教育を受ける。こうして、彼らは立派な大人になることが期待される。そのことは、もちろん彼自身にとって利益となるが、それはまた、社会、つまりエジンバラの利益になることは言うまでもない、と『貧民考』は「経験」に照らして断言する ([Maclaurin], [1729], 2)。この点にも、その後グラスゴウで構想されたワークハウスの建

議書と同じ主張が見て取れる。

このように新しい救貧院、ワークハウスをエジンバラに設立することによって、種々の利益——あるものはエジンバラ全体の利益だし、また、貧民自身の利益の場合もあるが——を実現することができる、と『貧民考』は主張する。これまでの貧民救済の方法ではこうした利益は生じないと言うのである。

『貧民考』によれば、これまでは、一方で「刑罰」によって物乞いに代表される貧民問題に対処しようとしてきた。他方では、哀れみに基づく施しによる対処がとられてきた。後者の場合、往々にして、貧民たちを「彼らの力量」にふさわしい仕事から遠ざけるという不適切な措置の結果——社会にとっても貧民自身にとっても不適切な結果を生み出すことになったのである（[Maclaurin], [1729], 2）。『貧民考』が、グラスゴウの建白書と同様に、ワークハウス、新しい救貧院を設立すれば、慈善に値する貧民とそうではない貧民とがもっと正確に区別することができることを強調していたのも、そのためであった。

しかも、この度提案されている救貧院は、たんに貧民たちを收容し生活の面倒を見る施設ではない。そこでは、收容された貧民はその「能力」に応じて仕事を行うのである。この救貧院は、この点に特徴があると、『貧民考』は再度強調する。

[従来の] 救貧院 [それ自体] は、とても有用で非常にお勧めであるけれども、ほとんどの場合、まったく慈善に基づいて、貧民たちの労働を当てにすることなく、あるいはそうすることを余儀なくさせることなく、貧民たちを扶養するように目論まれ

ているように思われる。したがって、怠け心に誘われて、人びとは救貧院に居場所を求める可能性がある。しかし、怠け心に誘われて、人びとが製造所 [というワークハウス] に居場所を求める可能性はない。だから、前者においてわずか数人を扶養する資金があれば、それによって後者においては断然それ以上の者たちを扶養できることは明白である。（[Maclaurin], [1729], 2）

さらに『貧民考』は、こうしたメリットが蓋然的であるばかりか、現実的でもあると断言する。それは、すでに余所の都市での「経験」から十分に立証されるというのである。そうした事例に基づくと、貧民救済のために「社会」つまりその都市全体の住民たちが負担する費用は半分になると主張する。この点も再三再四『貧民考』が繰り返してきたことである。

そうしたことは別としても、『貧民考』の次のような説明には、『貧民考』に孕まれた貧民救済思想の特徴の一端が表れているように思われる。

経済状態が陰鬱で低調だからと [この計画に対して] 反対する向きに関しては、慈善が神の社会に対する祝福を達成する方法であるように、この企画は、それ自体慈善と [貧民救済のための社会全体の費用の] 節約という理由から、われわれに推奨されるのである。そのように永續する恩恵にあふれる企画が、それを始める段階で当面するある困難によって無視されるならば、それはなんとも哀れなことである。まったくそれを脇に置いてしまうのではなく、むしろそれは、小さな形で始め、徐々に押し進めら

れていってもかまわない。次のことを銘記しておくべきだ。すなわち、最良の企画というものは、ある時に始められ、もっとも困難な時期にも首尾よく続行されるというのは、神の方法に関するまったく目新しい所見ではないということ、これである。
([Maclaurin], [1729], 2)

ここでは、提案されているワークハウスの設立・運営が困難な状況に立ち至ることもあろうが、それは克服されていくはずだと期待し、その継続可能性が強調されている。グラスゴウにおけるワークハウスの建議書、すなわち『説明書 1731b』でも、同じように、ワークハウスの運営が持続可能であることが謳われていた。そのことをもう一度ここで想起しておこう。

『説明書 1731b』は、ワークハウスの建設が「沈み込んだ低調な経済状態」から脱出することにおおいに貢献すると説明していた。その理由として、ワークハウスに収容された貧民たちには仕事があてがわれ³⁾、さらには、そうした仕事に通じていない者たちにも、この仕事を補助する作業に従事することを通じて、この仕事にも慣れ、熟達するように訓練効果がもたらされることを挙げていた。こうして、従来は活用されることがなかった労働力を現実の生産過程、経済過程に組み込むよって、経済の沈滞の打破がはかれると主張するのであった。経済の沈滞状態が打開されれば、もちろん、貧民救済のための社会的経費は縮減され、その限りで社会

的負担は軽減されるであろうし、一般の市民にも以前よりも献金の余裕が大きくなるであろう。だからこそ、こうした好循環を開始するためにもワークハウス設立の必要が説かれたのである。

これに対して、『貧民考』では、こうした経済状態の回復と絡めた説明は見あたらない。むしろ、慈善についてのキリスト教的な解釈に基づき、従来の慈善とワークハウス設立とが変わらないこと、いや、むしろワークハウスの設立による対処の方が社会的に経費が安上がりになること、したがって、この企画の実現に向けてなんとしても取り組むことが肝要であることが説かれ、いったんこの事業が始められると、それは「最良の企画」なので、いわば「神」の恩寵に支えられて成功するはずだと述べられている。したがって、『貧民考』の思考には、グラスゴウの『説明書 1731b』のように、ワークハウスを建設すると好循環が生まれる可能性を指摘する道は閉ざされているのである。もっとも、『貧民考』も次のように力説する。

この企画が持つ際だった諸利点が、もしひとたびこの企画がひとり立ちするならば、十分にその気がある富裕な人たちが禁欲してふんだんな献金をするように最大に鼓舞するであろう。([Maclaurin], [1729], 2)

確かに、『貧民考』も、ワークハウスが設立されたならば、この新しい貧民救済制度は順調に作動していくことを確信している。その作動の開始は、この「企画」の「諸利点」を「富裕な人たちが洞察することによって確保される。そして、この作動にたえずエネルギーを与えるのも「富裕な人たちの「その気」であり、彼らの「禁欲」と「ふんだんな献金」である。もっ

3) その仕事の内容は、綿紡糸の作業であった。それは、『説明書 1731b』がはっきりと明示していたように、この業種がグラスゴウの主力業種になりつつあったからである。したがって、この業種の仕事は、ほかの仕事よりも安定的である、と『説明書 1731b』は推測したのである。

とも、すでに見たように『貧民考』が、ワークハウスの設立がエジンバラの貧民救済のための社会的費用の節約におおいに寄与する点を強調していたことは忘れてはならないが、それにもかかわらず、この限りでは、ワークハウス運営のための資金の問題は、それ自体閉ざされた形でしか論じられることがないという点が際だつ。とりわけ、グラスゴウにおける『説明書1731b』が、この限界を突破し、より広いパースペクティブのなかで、つまり、グラスゴウ地域の経済全体の展開・発展との関連で資金の問題について思考しようとしていることと比較すると、『貧民考』の視野は狭いと言わざるを得ない。

このような両者間における相違を生み出した原因が何であるか、文献資料上の制約もあって、目下のところ解答を出すことは容易なことではない。しかし、一般的に言って、グラスゴウの方が商業社会化に向けて一歩先んじようとしていたことが、この点に作用していたのではないか、という推測は許されるであろう。そうして、この点が、エジンバラに先行してグラスゴウがワークハウスの設立を成し遂げたことの原因——少なくとも、無視できない原因のひとつであったように思われるのである。

そうだとすると、やはり、以下のように『貧民考』が、うえの議論を改めてまとめていることを決して軽視すべきではないであろう。

もし貧民たちがそのような救貧院は監禁だと考える恐れがあるとすれば、彼らの場合は、監禁の度合いが、社会の負担になっていない多数の者たちの場合よりも大きくはないであろうということを検討すべきである。こうした人びとの仕事は彼らの家に限

定されているのである。さらに、次のことも考慮されるべきである。すなわち、貧民たちにとってこのような救貧院が持つうえに述べたような諸利益が、この救貧院の主要な狙いであること、彼らはそれで生きていけるような方法を見つけたときには、救貧院をあとにすることができること、ほんものの貧民たちは、自分たちを偽者の貧民から区別する方法があれば、それを好むということ、そのように区別されると、人びとは彼らに対しふんだんに慈善を施す理由をもっと持つことになるだろうということ、勤労は、まったく他人の費用負担において生活するよりも名誉になるということ、この救貧院は、[収容された] 貧民たちの宗教的関心について可能な奨励をすべて与えるであろうということ、これらである。
([Maclairin], [1729], 2)

すでに見たような収容貧民たちに生じる「諸利益」が列挙されているにすぎない。だが、そのなかでわれわれの注意を引くのは、「ほんものの貧民たち」は、いったんはこの救貧院に収容され、そこで扶養され、それぞれの能力に応じて仕事を行うが、やがて、この救貧院以外の、世間一般で仕事を見つけ、こうした自らの「勤労」によって自分たちの生計を立てていくものだ、と、『貧民考』が理解していることである。その意味において、ここでは救貧院は、市場性をもつ労働力の形成の場、市場経済の展開を支える主体の形成の場として位置づけられているとすることができるであろう。しかし、うえに見たように、この救貧院は窮屈であると見なされる恐れもあると、『貧民考』は述べる。収容対象となる貧民たちが、まだ古い思考習慣に囚

われていると言ってもよいであろう。だからこそ、『貧民考』は、それが提案している救貧院が、事実上、グラスゴウの『説明書 1931b』が言う「ワークハウス」であるにもかかわらず、「ワークハウスという呼称は、[ほんものの] 貧民たちの嫌悪を増すので避け、貧民用の製造所、あるいは、それに代替しうるような別の呼称」が用いられた、と述べる。それは、まさに『貧民考』のタイトルの副題に示されている通りである。

しかし、この『貧民考』の刊行後、エジンバラにおいてはすぐにはワークハウスは設立されなかった。それが実現したのは、すでに紹介したように、1740年のことであった。そうして、10年近くが経過した1749年にこの救貧院の活動を賄うための資金を、これまでのように主として自発的な献金に頼るのではなく、「救貧税」を新設して、積極的にこれを貧民救済に充てようとする提案が浮上することになった。項を改めて、この問題を検討してみよう。

(2) ワークハウス運営論争の検討：「救貧税」

新設をめぐる

『スコッツ・マガジン』が伝えるところでは、1749年2月にエジンバラ市当局によって、エジンバラのワークハウスの経営に充当する資金を新たに獲得するために、新税の「救貧税」を設ける法案が用意され、それが立法に付されるべくロンドンにおくられたことが判明した。このことが露見するきっかけになったのは、『覚醒』⁴⁾と題された匿名パンフレットがおよそ同月10日に出版されたことであった。『覚醒』には、この法案の「提言」内容も収録されていたが、それは、3日後の14日に刊行されたこの「提言の真正版」とほとんど変わるところがな

かった。この「提言の真正版」には、その刊行がエジンバラ市の「上級行政官の命令」でなされたことが明記されるとともに、『覚醒』を批判する著作が、「提言」内容の開陳に先立って刊行されていた (Scots Magazine, 1749, 70)。

以下では、まず、「提言」内容の骨格を紹介し、次にこれに対する『覚醒』の見解と批判、そしてその見解に対する『論評』による論評・批判の内容を取り上げることにする⁵⁾。

「提言」⁶⁾は26の項目からなっているが、それはこれまでのワークハウス用の基金の現状についてごく簡単に説明し、それに基づき新設される予定の「救貧税」の提案理由およびその具体的内容に説き及んでいるが、その議論の骨格は次のように要約されるであろう。

まず、型どおり、それまでのワークハウスの設立と活動の概要が記される。すなわち、その設立資金が、エジンバラ住民の慈善に基づく献

4) 残念ながら筆者は、いまだこのパンフレットを実際に手にしていない。したがって、このパンフレット(『覚醒』)の内容に関する言及は、『スコッツ・マガジン』11巻、1749年1月 (Scots Magazine, Vol. 11, 1749; 以下、Scots Magazine, 1749と称する。) による。なお、『覚醒』の原タイトルは以下のとおりである。

Alarm to the householders and heritors of the city of Edinburgh: in copies of proposals sent off by some in the city, for procuring an Act of Parliament, to impose a poors-rate [sic] thereon, and of a letter by one of the said householders and heritors, to a friend in London, containing Observations upon, and Objections against, said Proposals, Edinburgh, 1749.

5) 『論評』と「提言」内容から構成されているパンフレットとについても、筆者はまだ実際に見ていない。しかし、「提言」内容と『論評』(ただし抜粋)の両方が、『スコッツ・マガジン』11巻に収録掲載されているので、いずれにしても、言及の際は、『覚醒』の場合と同様、これによる。

6) それは以下のように題されている。

States of the present funds of the charity work-house of the city of Edinburgh; and proposals for applying to the legislature for an act of parliament, for establishing a more equal and certain fund for the maintenance and support of the begging poor, and out-pensioners of the said city.

金および寄付金によること、この大ワークハウスで500人以上の貧民が扶養されていて、そのうちのほとんどの者たちが「有用な労働」についていること、また、年少者たちは、「奉公」にだされたり「職人」になるべく「細心の教育」が施されたりしていること、その他に、院外被救済者がおり、彼らは病気であったり一時的失業者であったりすること等。次いでその費用に言及し、ワークハウスのマネージャーたちの俸約の努力にかかわらず、それが設立から4年間平均で年2,800ポンドにのぼったと記す (Scots Magazine, 1749, 70)。

これに対して、収入の方は、教会の戸口などでの自発的献金が設立時(1740年)に先立つ20年間の平均で年1,200ポンドを上まわるほどであったものが、近年著しくその金額が減少してきている、と指摘する⁷⁾。その他の通常の収入は600ポンドほどであり、不足が顕著になってきていると懸念する。しかも、自発的献金による収入は不安定でありかつ不確実なのである。(Scots Magazine, 1749, 71)。したがって「提言」は、新税を導入する理由として、(1)全体としての収入不足、(2)収入の主要項目である自発的献金も「不安定性」と「不確実性」とをあげるのである。

このような難点を克服するために、「提言」は、教会の戸口での献金徴集を廃止し、「救貧税」を新設することを提案する。この税の徴収総額は1,800ポンド以下とし、支出計画に見合った額を毎年見積み課税する。この額はワーク

ハウス設立当初の自発的献金額を考慮したものであろう。被課税対象者は、王許都市内の貸家、住宅、店舗の所有者あるいは占有者であり、課税額は、課税物件の家賃を基に評価委員が上記のとおり毎年査定し直し、その査定額を毎年徴税委員が徴集する。査定委員と徴税委員は毎年任命される。この徴税総額に通常の収入を加え、それから徴税経費を差し引くと、設立以前の2,200ポンドをわずかに上まわる金額が残る。この「救貧税」の新設に伴い、従来の教会の戸口での献金は廃止される。ただし、火事等の突発事件に際してはこれを例外とする。キャノンゲート、南北リースおよびカウパーツの4教区の貧民は、各教区での申請を受けてワークハウスに収容される(以上、Scots Magazine, 1749, 71-73)。

この「提言」をめぐる『覚醒』と『論評』のやり取りの要点は次のようにまとめられる。第1に『覚醒』は「提言」の作成からその庶民院への送付まで「秘密裡」に行われたと批判する。これについて『論評』は、エジンバラ市およびスコットランドの政治行政・司法・宗教等の主要な公的機関の役職者には素案を検討してもらい、修正等を経て了解されており、さらに法案提出までに時間的余裕がなかったと弁明する(Scots Magazine, 1749, 74-75)。第2に『覚醒』はこれまでワークハウスのマネージャーがたてた年度支出計画を無難に実行してきており、その限りで不足はないはずだと指摘する。これについては『論評』は何ら触れることはない(Scots Magazine, 1749, 75)。第3に『覚醒』が指摘する問題点は、たとえ税収によってワークハウスの経費を賄う必要があるとしても、そのことは1686年や1731年の法律によって可能であり、わざわざ新立法の助けをかりる必要はな

7) 1741年から1748年までの自発的献金額を見ると、1,200ポンドを超えた年は1744年(約1,265ポンド)と1747年(約1,364ポンド)の2カ年であり、8カ年平均で約1,107ポンドであった。設立2年後の1742年はわずか約895ポンドであった (Anon., [1749?], 4; Scots Magazine, 1749, 137)。

いということである。『論評』はこれに就いて、1686年の法律はエジンバラへやってくる貧民に関して定めたものであり、1731年の法律は課税額が小さく徴税期間も3年と限られており、実施までの手続きが煩瑣でもある。したがって、「あまりにも途方もないことなので検討するに値しない」と切り捨てる（Scots Magazine, 1749, 75 76）。

『覚醒』による第4の批判は、新税は、すでに教会税や土地税、窓税などを納めている家屋所有者への負担を過重にするということである。彼らが、新税を家賃に転嫁しようとしても、借り手が賃料の上昇分の負担を避けるため郊外に移住するので⁸⁾、結局は彼らの負担に帰結する。あるいは、彼らが負担しないとすれば、借り手がなくなり家屋が放置されることになる。いずれにしても、エジンバラは零落する、と批判する。『論評』はこれに対して、郊外への移住はビジネスのうえで割に合わないの、借り主は郊外に移住することはないし、もともと『覚醒』が例示する家屋所有者の税負担は数字を過大に見積もっており、この新税の導入とともに従来の教会の戸口等での自発的献金が廃止されるので、負担は決して重くならないと反論する（Scots Magazine, 1749, 76 77）。

第5に『覚醒』は、4番目の批判点を受け継いで、郊外にも新税を適用しない限り、エジンバラにもこの新税を導入すべきでないとする。その理由の一端はうえに紹介したとおりである。

それに加えて、エジンバラの市民が郊外に出かけたときには、郊外の貧民からの激しい物乞いにさらされると非難する。これに対して『論評』は、郊外の家屋の家賃は低く、計画にしたがって課税しても税収は微々たるものであり、役に立たないと反批判する（Scots Magazine, 1749, 77）。第6に『覚醒』は、すでに見たように新税の導入によって空き家がでてくると推測するので、徴収総額を支出計画にあわせてパーセンテージで毎年課税すると、家賃の当初8パーセントと予測されている課税率は、空き家が増えるにしたがって上昇することになると批判する。これに対する『論評』の反論は、すでに借り手が郊外へ脱出することはないであろうと考えているので、次のようなものになる。すなわち、徴税総額の上限が1,200ポンドと決められているので、過重負担になることはない、と。

このように『覚醒』と『論評』の論議を見てくると⁹⁾、『覚醒』が第1および第2にあげた批判点を除いては、そのほとんどが「救貧税」の評価・徴収額や評価・徴収方法をめぐるものであることが判る¹⁰⁾。両者の対立のポイントはいくつかあるが、大きく言って、ひとつは「救貧税」の課税によって家屋の借り手が郊外に移住し、その結果的にエジンバラに空き家が多く出現するかどうかである。この点については、理論的には先に注8でコメントしておいたが、現実的にはその趨勢は不明である。もうひとつは、「救貧税」の評価にあたって、家賃に対す

8) 短期的には『覚醒』の主張は妥当と思われるが、中・長期的には、郊外の家屋の供給も需要増加に応じて増えることを考量しても、結果的に郊外の家賃も上昇するであろうから、エジンバラと郊外の家賃は—それぞれの個別的なメリットとデメリットを反映したうえで、均等化すると思われる。『覚醒』はこの点には言及していない。『論評』もこのことを見逃している。

9) 残念ながら、『覚醒』の『論評』に対する反批判について確認されていないので、本節で紹介した両者の議論の展開は決して「やり取り」ということはできない。

10) もっとも、第3に『覚醒』があげた批判点は、既存の法律で貧民救済用の租税の徴収は可能だというものであった。しかし、これも広い意味での租税の徴収方法の問題だと理解することができるであろう。

るパーセンテージで考えるか（『覚醒』）、それとも徴収総額の上限を固定するか（『提言』および『論評』）という問題である。これは、『覚醒』がこれまで収入不足は生じていないと捉えるが、他方『論評』はそうではないと理解している点に対立の原因がある。

そうしたなかで『論評』が、近年自発的献金額が減少してきたことに言及して、次のように述べていることは注目に値する。

これまで行われてきた方法、すなわち、教会の戸口で〔献金を〕徴集するという方法は、非常にその威力を失ってきているばかりでなく、多数の者たちがこのような仕方にならざるにほどかの献金を決してしなくなった。というのは、何年かまえに当所に建設された慈善に基づく大規模なワークハウスで〔貧民を〕住ませ、扶養し仕事を与えることによって、同情の対象が視界から消えたからである。(Scots Magazine, 1749, 74)。

前節で取り上げた『貧民考』が先行きを心配しつつもおおいに期待していた「富裕な人たちが」、「その気」つまり自発的献金の意欲を失いつつあることを『論評』は指摘する。こうした事態が生じてきた理由として、ワークハウスが設立され、従来おそらく少なからず人びとが通りや戸口で眼にしたであろう物乞いがそこに収容され、その結果、人びとの「その気」が失せてきたことをあげている。

その意味では、『貧民考』が予想した好循環は生まれていないことを『論評』は認めている。この事態を開閉するものが「救貧税」である。必ずしも『論評』は自発的献金が貧民救済用の主要なあるべき資金源と見なしていないわけで

はないが、ワークハウスの設立によって、自発的献金をめぐる状況は変化してしまった。といって、ひとたび動き出したワークハウスは決して失敗とは言えない。というのは、そのおかげで、これまでのように通りで貧民が物乞いする光景はほとんど失せるまでになったからである。個人的あるいは教会制度を通じた貧民救済は、ワークハウスの設立によって市行政のなかに組み込まれた。「提言」および『論評』は、この枠内で、新たに生じた資金問題を解決しようとする行政側からの解決策の提起であるように思われる。

他方、『覚醒』でも注目すべき発言がなされている。『覚醒』は、貧民救済のための資金について次のように明言するからである。

..... [救貧税の導入によって]、貧しいのである住居に入れてやろうと思われぬ人びとが、私の所得から、彼らが自由にできる〔資金を〕与えられることは合法的なことになるであろう。このことは、たとえこの合法性を彼らに取り戻してやることによって、貧しい人たちのもっとも最下層の者と同じくらいしか私自身に残されないとしても、あるいは、私のすべてのものが私から奪われるとして、そうなのである。他方、神と自然の法が命じるところでは、私と私の家族が、最初に私自身〔の所得〕から十分な生活の糧を確保すべきであり、だから、私から貧民に与えられるものは、私がこの十分な生活の糧を越えて私の所得から節約できるものからだけであるべきなのである。(Scots Magazine, 1749, 77 78)

「救貧税」の徴収によって「すべてのものが

奪われる」というのはあまりにも大袈裟な言い回しだが、ここには貧民救済に対する『覚醒』の一定の考え方が明瞭に示されている。それは、貧民救済のための資金は自発的慈善によるべきだという考え方である。これ以上のことを『覚醒』は述べていないので、はっきりと断定することはできないが、この『覚醒』の立場には、「神と自然の法」についての『覚醒』の理解から見て、自活できる自立した主体の形成をもって社会形成の主体と捉える思想が内包されているように思われる。このように捉えるのは、筆者の読み込みが過ぎるであろうか。

ともかくも、この1749年の「救貧税」新設の問題は、世論の反対の強さを懸念した the Faculty of Advocates の反対の態度表明を皮切りに、これに係わる主要な組織も態度を翻し、結局は1749年3月に法案は取り下げられることになった (Scots Magazine, 1749, 132 33; A. C., [1749])。

4 結 語

以上、スコットランドの18世紀中葉までの歴史的展開を概観し、そのうえで、グラスゴウおよびエジンバラの貧民救済制度の展開に窺われる救貧思想を吟味してきた。最後にこれらを簡単に振り返り、それが歴史的に意味するところを考えることによって「結語」としたい。

「1 問題の所在」で見たように、スコットランド社会は18世紀中葉までには、この世紀の末から急速に展開する産業・経済発展、都市化のような社会構造の変化へと連なる伏水流を形成していった。そうした歴史過程においてグラスゴウでは、1731年に市立救貧院 (Town's Hospital) としてワークハウスが設立された。

さらにエジンバラにおいても1740年にワークハウスが設立された。こうした新しい動きは、新しい社会構造の変化に対応するものであったことは明らかである。そうしたスコットランドの実際の貧民救済制度の展開と並行して、この問題に接近しようとしたパトリック・リンズィ (Patrick Lindsay, 1686 1753) の見解を手短に紹介することによって¹¹⁾、グラスゴウとエジンバラ両都市のワークハウス設立案の意義を改めて確認してみたい。

リンズィは、物乞いや犯罪者の増加が社会的・経済的に見過ごせない大きな問題を孕んでいると断言するが、その基本的原因は失業にあると主張する。しかも、彼らとはいえども、雇用が与えられれば、「国富と国力」の源としておおいに有効なのである。したがって、いかにして彼らに雇用を与えるかという問題に彼は腐心する。その場合、この問題を、彼がスコットランドの「ステイブル産業」と認定するリネン製造業の振興と結びつけて考察していることが重要である。実際、リネン製造業はやがて18世紀スコットランドの国民的産業として成長していくことになった。彼によれば、単に貧民に職を与えればよいというわけではなかった。貧民が「国富と国力」の増強に貢献するには、彼らが輸出産業としてのリネン製造業を発展させる一助となることを通じて以外にはないと理解するからである。したがってリンズィは、ワークハウスに収容された男性にはリネンの織布技術が、女子にはリネンの紡糸技術が教え込まれるべきである、と主張する¹²⁾。

11) リンズィの見解そのものについては、[Lindsay], 1733 および [Lindsay], 1734を参照。また、当時のスコットランド経済開発論においてリンズィが占める位置やその歴史的意義などについては、関、1994、6章および Seki, 2003を参照願いたい。

貧民問題の主要原因を雇用不足・失業に帰着させるとはいえ、その一方でリンズィの貧民に対する見方には厳しいものがある。彼らは「あらゆる悪徳を生む本源である不正直、無精および怠惰という若い頃の習慣」([Lindsay], 1733, 22)からの脱出は困難を極めると見るので、リンズィは、彼がその建設を提言するワークハウスでは彼らにリネン製造業の技術の修得が強要されるばかりでなく、彼らがこの技術を修得したとしても、「彼らの精励振りと行動から判断して、悪徳や怠惰、悪い連中とのつき合いといった往年の悪い習慣をうち負かしてしまったと思われるまで」([Lindsay], 1733, 20)ワークハウスに収容しておくべきだと主張する。すなわち、リンズィは、物乞いや犯罪にはしりがちな貧民たちが、スコットランド社会の本格的な近代化、工業化、都市化に向けての胎動に資する主体になりうるように、生産技術のみならず生活習慣をも含めて自らを鍛え直すように促し、またその条件整備を要請するのである。

基本的にはリンズィに類似した見解は、少なからずグラスゴウやエジンバラのワークハウス設立案のなかにも見出すことができる。グラスゴウの『理由書 1731b』もエジンバラの『貧民考』も、おそらく共に市の幹部行政官との連携のなかで起草されたと推測される。そのせいもあってか、全体としてはワークハウスの開設が住民たちの負担軽減に通じることを力説

する傾向が強い。その意味で、当然のこととはいえ、両案ともスコットランドの経済開発よりもむしろ両都市における社会問題への対処に力点が置かれている。いわば、都市行政の面から貧民問題に接近していることが、両案の特徴だと言える。しかし、すでに言及したように、両案とも、ワークハウスに収容された貧民たちに生産技術の修得と生活態度の改善とを求め、この双方が達成されてはじめて、ワークハウスをあとにし、一般社会で自らの生計を立てられるようになることを強調している。もっとも、リンズィと比較して両案ともスコットランドの経済発展ないし開発全体との関連で貧民問題を洞察する志向は希薄のように思える。とくに、『貧民考』はその傾向が強いことはすでに指摘したとおりである。それに対して、『理由書 1731b』は、かろうじてグラスゴウ地域の経済開発の問題と絡めてワークハウスの運営問題を捉えていた。このこともすでに指摘しておいた。

だが、『貧民考』にも注目すべき点が盛り込まれている。それは、『貧民考』が物乞いを行っている貧民のなかに一時的失業者や非自発的失業者の存在をはっきりと認めていることである。したがって、ワークハウスの建設の諸利点を論じる際に『貧民考』が、リンズィが明確にしたように、そして『理由書 1731b』がある程度触れたように、スコットランドないし周辺地域の経済開発の問題と関連させてこの問題を論じていないことが、その分だけ惜しまれる。

さらに、1749年の「救貧税」新設問題をめぐる論争では、『覚醒』および『論評』双方ともに、スコットランドが18世紀末から本格的な飛躍が顕著になった時期の問題を先取りしているように思われる。『論評』は、都市化がますます

12) グラスゴウの『理由書 1731b』もエジンバラの『貧民考』も、いずれもワークハウスに収容される貧民が習得すべきは綿糸技術だと提言していた。その点では、リンズィの意見は異なっている。言うまでもなく、リンズィにはリネン産業を中核に据えたスコットランド経済開発論が構想されているので、当然そうならざるをえないのである。しかもリンズィは、ワークハウスをグラスゴウあるいはエジンバラのそれとして特定して論じていないことにも注意すべきである。

す進み自発的献金が貧民救済の主要な資金としての役割を十分に果たせなくなった時期の問題を事実上取り上げているように思われるからである。たとえそれが行政上の観点からだとしても。また、それに対峙する『覚醒』は、貧民救済のための課税を、「2 グラスゴウのワークハウス設立案」の「(3) その後の展開」において紹介したケネディと同様に「私有財産制度」への侵害とも言えるような基調で批判しているからである。

以上のようにこれまで検討してきたことを整理できるとすれば、「1 問題の所在」で確かめたようにスコットランド社会の本格的な近代化、工業化、都市化への跳躍への伏水流が形成されていた時代にあつて、それに呼応するかのよう、この時期の貧民救済思想は、この「跳躍」を担うことになるはずの経済主体の形成・陶冶を通してこの「伏水流」の流れを押し進めようとしたと歴史的に意義づけることができるように思われる¹³⁾。

参考文献

A. C., [1949], *Account by A. C. Writer in Edinburgh, of His Conduct in a Certain Particular, concerning the Poors-Rate, —Occasion'd by a Letter in the Edinburgh Evening Court*, [Edinburgh].

13) ここで「製造業振興理事会」の活動の意義を次のように説明するキャンベルの言葉が改めて想起される。「製造業振興理事会は、そのメンバーが概して [王許都市総会のメンバー] より開明的な地主であったので、新事業に乗りだすのに王許都市総会よりも有能であった。新しい方法を開拓しようとする製造業振興理事会の意思は、同理事会が与えることができた金融上の支援に劣らず、リネン製造業の再生に重要な貢献を行った」(Campbell, 1971, 59. 傍点は引用者)。

Anon., [1731a], *An Account of the Design of Erecting a Charity-School or Work-House in Glasgow; with Proposals thereanent: Concerned by the after Mentioned Committee, and now Published by Order of the Magistrates, and Submitted to the Consideration of the Several Societies and Corporations of This City, and of Such Other Well Disposed Persons as Are Inclined to Contribute to This Good Design*, [Glasgow].

Anon., 1731b, *An Account of the Great Advantages of Erecting a Charitable House for Maintaining and Employing the Poor of This City; with Some General Proposals concerning the Plan of the House, and Proper Regulations for the Due Oversight of It*, Glasgow.

Anon., 1743, *Regulations for the Charity Work-House, or Hospital of Edinburgh*, Edinburgh.

Anon., [1749?], *Memorial for the Magistrates and Council of the City of Edinburgh, Containing a Short Account of the Erection of the Charity Work-House, the Reasons for Applying to the Legislature, in Order to Procure the Establishment of a Certain and Equal Fund for the Maintenance and Employment of the Poor Belonging to This City and Royalty*, [Edinburgh].

Brown, Stewart, 1982, *Thomas Chalmers and the Godly Commonwealth in Scotland*, Oxford: Oxford University Press.

Cage, R. A., 1981, *The Scottish Poor Law 1745 1845*, Edinburgh: Scottish Academic Press.

———, 1987, 'The Nature and Extent of Poor Relief', in Cage, R. A. (ed.), *The Working Class in Glasgow 1750 1914*, London: Croom Helm.

- Cage, R. A. and Checkland, O. A., 1976, 'Thomas Chalmers and Urban Poverty: The St. John's Parish Experiment in Glasgow, 1919-1937', *The Philosophical Journal*, 13.
- Campbell, R. H., 1971, *Scotland since 1707. The Rise of an Industrial Society*, Oxford: Basil Blackwell.
- , 1974. 'The Union and Economic Growth' in Rae, (ed.). 1974.
- Clerk, Sir John, 1965, 'Sir John Clerk's Observations on the Present Circumstances of Scotland, 1730', in *Miscellany of the Scottish Society*, Vol. X, Edinburgh: The Scottish History Society.
- Devine, T. M., 1975, *The Tobacco Lords. A Study of the Tobacco Merchants of Glasgow and Their Trading Activities c. 1740-90*, Edinburgh: John Donald.
- , 1995, *Exploring the Scottish Past. Themes in the History of Scottish Society*, East Linton: Tuckwell Press.
- , 1999, 'Introduction', in Devine and Young, 1999.
- , 2000, *The Scottish Nation 1700-2000*, Hamondsworth: Penguin Books.
- Devine, T. M. and Young, J. R. , 1999, *Eighteenth Century Scotland: New Perspective*, East Linton: Tuckwell Press.
- Ferguson, Thomas, 1948, *The Dawn of Scottish Social Welfare. A survey from medieval times to 1863*, Edinburgh, London and etc.: Thomas Nelson and Sons Ltd.
- [Lindsay, Patrick], 1733, *The Interest of Scotland Consider'd, with Regard to Its Police in Employing of the Poor, Its Agriculture, Its Trade, Its Manufactures, and Fisheries*, Edinburgh.
- [———], 1734, *Reasons for Encouraging the Linnen Manufacture of Scotland, and Other Parts of Great-Britain. Humbly Submitted to Parliament*, London.
- McCaffrey, John F., 1998, *Scotland in the Nineteenth Century*, Basingstoke: Macmillan.
- [Maclaurin], [1729], *Case of the Poor Consider'd; or, the Great Advantages of Erecting a Publick Manufactory, for Maintaining and Employing the Poor*, [Edinburgh].
- Mitchison, Rosalind, 2000, *The Old Poor Law in Scotland. The Experience of Poverty, 1574-1845*, Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Rae, T. I. (ed.), 1974. *The Union of 1707*, Glasgow and London: Blackie and Son.
- Sakamoto, Tatsuya and Tanaka, Hideo (eds.), 2003, *The Rise of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, London and New York: Routledge.
- Saville, Richard, 1999, 'Scottish Modernisation prior to the Industrial Revolution, 1688-1763', in Devine and Young, 1999.
- Scots Magazine, 1749, Vol. XI, 1749.
- Seki, Gentaro, 2003, 'Policy debate on economic development in Scotland: the 1720s to the 1730', in Sakamoto and Tanaka, 2003.
- Tod, T., 1785, *An Account of the Rise, Progress, Present State, and Intended Enlargements, of the Orphan Hospital. To Which Is Added Poetical Meditations on Various Subjects*, Edinburgh.
- Whatley, Christopher A., 1994, 'Bought and Sold for English Gold'?, *Explaining the Union of 1707*, Glasgow: The Economic and Social History Society of Scotland.

- , 2000, *Scottish Society 1707 1830. Beyond Jacobitism, towards Industrialisation*, Manchester: Manchester University Press.
- Whyte, Ian D., 1995, *Scotland before the Industrial Revolution. An Economic and Social History c. 1050 c. 1750*, London and New York: Longman.
- , 1997, *Scotland's Society and Economy in Transition, c. 1500 c. 1760*, Basingstoke: Macmillan Press.
- , 1999, 'Urbanisation in Eighteenth-Century Scotland', in Devine and Young, 1999.
- Young, John R., 1999, 'The Parliamentary Incorporating Union of 1707: Political Management, Anti-Unionism and Foreign Policy', in Devine and Young, 1999.
- 関源太郎, 1994, 『「経済社会」形成の経済思想 18世紀スコットランド「経済改良」思想の研究』 ミネルヴァ書房。
- , 2002, 「トマス・チャーマーズの窮民対策思想」、『経済学史学会年報』第42号。

[九州大学大学院経済学研究院 教授]